

令和6年9月10日  
福島県農林水産部  
(水田畑作課)

## 令和6年産米の緊急時モニタリング検査の結果について

令和6年産米の緊急時モニタリング検査の結果、下記のとおり出荷・販売が可能となりましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 検査対象及び点数

- (1) 福島市 (生産者1名)
- (2) 田村市旧瀬川村 (生産者1名)
- (3) 棚倉町 (生産者1名)
- (4) 矢祭町 (生産者1名)

#### 2 検査結果

- (1) 当該検体から基準値を超える放射性セシウムは検出されませんでした。
- (2) 福島市は、必要な点数の検査が終了したため、全域で出荷・販売が可能となりました。
- (3) 1(2)について、当該生産者が当該旧市町村で生産した米は、出荷・販売が可能となりました。
- (4) 1(3)及び(4)について、当該生産者が当該市町村で生産した米は、出荷・販売が可能となりました。

#### (参考) 令和6年産米の緊急時モニタリング検査の概要

- 令和6年産米は、避難指示等のあった8市町村(※)を除き、モニタリング検査の結果に基づき、旧市町村又は市町村単位で出荷・販売の可否を判断します。

(※) 南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、川俣町(旧山木屋村)

- モニタリングの検査頻度と該当市町村(\*全量全袋検査からの移行年次)

移行年次*	検査頻度	該当市町村(移行年次*)
1～3年目	旧市町村単位3点	広野町(3)、川内村(3)、田村市(2)、檜葉町(1)
4年目	旧市町村単位1点	なし
5年目	市町村単位3点	移行年次1～3年目以外の市町村

- 早期出荷米については、旧市町村又は市町村単位で生産者ごとに検体を検査し、基準値超過がなければ、当該生産者の出荷・販売の自粛が解除になります。

また、早期出荷米を含め、必要な点数の検査を実施し、基準値超過がなければ、当該旧市町村又は市町村全域の出荷・販売の自粛が解除になります。

#### <問い合わせ先>

福島県農林水産部水田畑作課  
主幹兼副課長 矢吹 勝利  
電話：024-521-7359 内線：3201

## 緊急時モニタリング検査結果について(福島県・玄米)

放射性セシウム  
4品中  
100Bq/kgを超えるもの0品

No	場所	採取日	試料の種類	検査結果		
				セシウム-134 Bq/kg	セシウム-137 Bq/kg	合算値 Bq/kg
1	福島市(旧荒井村)	R6.9.9	玄米	検出せず(<3.5)	検出せず(<2.6)	検出せず
2	田村市(旧瀬川村)	R6.9.6	玄米	検出せず(<3.2)	検出せず(<3.1)	検出せず
3	棚倉町(旧山岡村)	R6.9.7	玄米	検出せず(<2.9)	検出せず(<2.0)	検出せず
4	矢祭町(旧石井村)	R6.9.7	玄米	検出せず(<3.4)	検出せず(<2.6)	検出せず

食品衛生法における一般食品の基準値 セシウム:100Bq/kg(セシウム-134、セシウム-137の合算値)

# 令和6年度米 出荷可能な旧市町村及び市町村（9月10日現在）

## 【モニタリング検査】

- ：出荷可能地域
- ：今回出荷可能となった地域
- ：モニタリングを行う地域のうち米の作付がない地域
- ：モニタリング検査が終了していない地域

## 【全量全袋検査】

- ：全量全袋検査を行う地域

## （境界線の色分け）

- （黒線）：市町村の境界
- （赤線）：旧市町村の境界
- （青線）：旧市町村が2つに区分されている場合の境界

